

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名：国有財産の使用許可を受けて現金自動預払機（以下「ATM」という。）の設置を希望する者
- (2) 施設名・設置場所、台数及び募集者数
羽田空港第2旅客ターミナルビル2階、1台設置、1者募集
- (3) 使用許可期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日
ただし、当関が必要と認めた場合は、令和7年4月1日から最大5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

2. 国有財産の使用許可

業務を行う者は、財務省所管国有財産部局長 東京税関長 に対し、設置に係る国有財産法第18条第6項の使用許可を得るとともに、設置に関して使用する建物の使用面積に応じた国有財産使用料を納付することとなるので注意すること。

3. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 下記4の募集要項別紙4に記載された預金取扱等金融機関又は同機関の管理を受けてATMを設置する者であること。
- (2) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 別紙記載の要件を満たすこと。
- (7) 下記4の募集要項を受領し、応募申込書等の提出をしていない者は、公募に参加できないものとする。

4. 募集要項の交付日時及び場所

- (1) 日 時：令和2年2月3日(月)から令和2年2月18日(火)まで
平日 9：00～12：00、13：00～17：00
- (2) 場 所：東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎7階
東京税関総務部会計課国有財産係（担当：内野）
電話 03(3599)6239

5. 応募申込書等の提出

令和2年2月19日(水)17時までに上記4(2)の場所に持参すること。

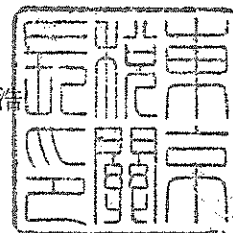
6. 応募申込書等の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の応募申込書等は無効とする。

以上、公告する。

令和2年2月3日

財務省所管国有財産部局長
東京税関長 岸本 浩



(別紙)

3- (6) 関係

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。